

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 処分理由

上下水道局職員4名は、補修材等の見積りを事業者から徴収し、その見積書をもって契約手続きを事務担当へ依頼し、契約を行う一方で、実際には契約物品を納品させず、事務担当には納品書のみを渡し代金を支払わせるという架空発注を行い、契約物品とは違う消耗品を納品させるという差替えを行った。また、契約金額と差替え品の金額の差額により、事業者への預け金を発生させた（職員4名により、34件、1,483,126円の架空発注が行われ、預け金278,970円が発生した。）。

かかる行為は、常に法令を遵守し高い倫理観を求められる公務員としての自覚と責任感の欠如による信用失墜行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行と認められるため、次のとおり処分するものである。

2 処分内容

所 属	上下水道局
職 位	係長級
年 齢	49歳
性 別	男性
処分内容	免職
事案の概要	<p>平成30年度から令和2年度の間に4回、補修材等の名目により合計額176,324円分の架空発注を行い、差替えにより手袋等の消耗品を納入させるとともに、令和2年度に他の事業所への資材の融通に合わせて、当該事業所に99,000円分の架空発注を行わせ、預け金を発生させた。</p> <p>また、平成29年度から平成30年度にかけて、243,324円分の架空発注を5回に分けて行い、差替えにより約250,000円相当の高圧洗浄機を納入させ、平成30年度に職場から持ち出し、実家で保管していた。</p> <p>さらに、令和2年度の差替えにより納品させた単管ゴムキャップ1,540円を利用し、私物のトレーニンググッズを部下に製作させ、自宅に持ち帰り私的に流用していた。</p>

所 属	上下水道局
職 位	職員
年 齢	62歳
性 別	男性
処分内容	免職
事案の概要	<p>平成22年度、令和元年度、令和2年度に13回、補修材等の名目により合計額485,634円分の架空発注を行い、差替えにより手袋等の消耗品を納入させるとともに、令和2年度に他の事業所への資材の融通に合わせて、当該事業所に99,000円分の架空発注を行わせ、預け金を発生させた。</p> <p>また、令和2年度の差替えによりシャツ、タイツ、電熱ベスト等28,292円を納入させ私的に流用していた。</p>

所 属	上下水道局
職 位	職員
年 齢	55歳
性 別	男性
処分内容	停職1月
事案の概要	平成30年度から令和3年度の間に8回、補修材等の名目により合計額372,968円分の架空発注を行い、差替えにより手袋等の消耗品を納入させ、預け金を発生させた。

所 属	上下水道局
職 位	職員
年 齢	59歳
性 別	男性
処分内容	停職1月
事案の概要	平成29年度から令和3年度の間に3回、補修材等の名目により合計額105,876円の架空発注を行い、差替えにより手袋等の消耗品を納入させ、預け金を発生させた。

3 管理監督者の処分

上記職員の架空発注を把握できなかったこと、部下職員が免職又は停職となっており、管理監督者としての指導監督に適正を欠いた。

所属	職位	年齢	性別	処分内容
上下水道局	課長級	54歳	男性	減給1月（令和4年5月から7月までの平均給与の1日分の2分の1を減給）※労働基準法第91条に基づき減給
	課長級	51歳	男性	
	係長級	49歳	男性	
	係長級	47歳	男性	
	課長級	54歳	男性	戒告
	課長級	55歳	男性	
	係長級	52歳	男性	

4 その他

上記懲戒処分に関連し、課長級1名、課長補佐2名、係長級1名、職員1名を訓戒処分（厳重文書注意）とした。

問合せ先
川崎市上下水道局総務部庶務課
044-200-3095